

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 規則
 - 福島県旅費取扱規則の一部を改正する規則
 - 福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則
 - 福島県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則
 - 福島県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則
 - 福島県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則
 - 福島県毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則
 - 福島県ハイテクプラザ条例施行規則の一部を改正する規則
 - 福島県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則
 - 福島県不動産特定共同事業者名簿等及び小規模不動産特定共同事業者登録簿等閲覧規則
- 訓令
 - 職員の給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する訓令
- 告示
 - 県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程の一部を改正する規程
 - 県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等に係る介護補償の金額を定める規程の一部を改正する規程
 - 建築士法第十五条第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者を定める件の一部を改正する件
 - 建築基準法により特定工程及び特定工程後の工程を指定する件の一部を改正する件

一 二 二 七 七 八 九 九 三 三 三 三 四 四

○ 不動産特定共同事業者名簿等閲覧所及び小規模不動産特定共同事業者登録簿等閲覧所を設けた件

福島県教育委員会

○ 職員の給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する訓令

規 則

福島県旅費取扱規則の一部を改正する規則、福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則、福島県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則、福島県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則、福島県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則、福島県毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則、福島県ハイテクプラザ条例施行規則の一部を改正する規則、福島県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則及び福島県不動産特定共同事業者名簿等及び小規模不動産特定共同事業者登録簿等閲覧規則をここに公布する

平成三十年三月三十日

福島県知事 内堀 雅 雄

福島県規則第三十八号

福島県旅費取扱規則の一部を改正する規則

福島県旅費取扱規則（昭和二十八年福島県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一会津若松市の部2の項中「の区域のうち5の地域に含まれる区域及び695番から699番までの区域以外の区域並びに」を「及び」に改め、同部5の項中「、飯寺北一丁目、幕内南町中670番から694番まで及び住吉町中668番から674番まで」を「及び飯寺北一丁目」に改め、同表郡山市の部4の項中「及び希望ヶ丘」を「、希望ヶ丘及び富田東」に改め、同部35の項中「西田中学校」を「西田学園義務教育学校」に改め、同表こまや中の部8の項中「及び平沼ノ内諏訪原」を「、平沼ノ内諏訪原、薄磯一丁目、薄磯二丁目及び薄磯三丁目」に改め、同部12の項中「及び常磐上湯長谷町の区域、桜ヶ丘の区域のうち14の地域に含まれる区域以外の区域並びに常磐松が台」を「、常磐上湯長谷町、桜ヶ丘、常磐松が台」に改め、同部14の項中「、常磐長採町並びに桜ヶ丘二丁目中3番16、3番17、3番18、3番19、3番20、3番21、3番22、3番23、3番24、3番25及び3番26」を「及び常磐長採町」に改め、同部17の項中「好間第三小学校」を「日好間第三小学校」に改め、同表須賀川市の部6の項中「並びに虹の台中12番、15番1、15番2、16番1、16番2、30番7、30番9、30番10、83番1、83番3、83番4、83番5、109番10、109番14、109番21、109番22、109番23、109番25、109番27、109番28、154番1、154番2、176番1及び176番2の区域」を削り、同部10の項中「のうち9の地域に含まれる区域以外の区域」を削り、同表本宮市の部5の項中「並びに高木字赤木266番地の1、266番地

の5及び267番地の1」を削ぐ。同表第五の部中の項中、「大字堀越並びに大字板庭字牛瀬中187番地、188番地、189番地及び190番地」を「及び大字堀越」に、「常豊小学校」を「旧常豊小学校」に改め、同部中の項中「及び大字中塚の区域、大字板庭の区域のうち2の区域に含まれる区域以外の区域並びに大字山形」を「、大字中塚、大字板庭、大字山形」に改め、同表第六の部中の項中「青生野小学校」を「旧青生野小学校」に改め、同表第七の部中の項中「のうち3の区域に含まれる区域以外の区域並びに杉田」を「、杉田」に改め、同部中の項中、「大字真弓並びに谷地小屋字駒込中151番1、151番2、152番、165番3、168番、169番及び170番2」を「及び大字真弓」に改め。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、別表第一会津若松市の部、郡山市の部4の項、いわき市の部8の項、12の項及び14の項、須賀川市の部、本宮市の部、埴町の部（「葦籬字森茂」を「旧葦籬字森茂」に改める改正規定を除く。）並びに新地町の部の改正規定は、公布の日から施行する。

（人 事 課）

福島県規則第三十九号

福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の一部を改正する規則

福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則施行規則（平成二十八年福島県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「別表第一の一の項」を「別表第一知事の部一の項」に改め、同条に次の一項を加える。

- 2 条例別表第一知事の部二の項の規則で定める事務は、福島県私立高等学校等及び直し支援金交付要綱（平成二十八年十月三十一日制定）で定める学び直し支援金の支給に関する事務であつて、次に掲げるものとする。
 - 一 受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関するもの
 - 二 収入の状況の定期的な届出に係る事実についての審査に関するもの
 - 三 支給の再開の申出を行う者の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関するもの

第二条の次に次の一条を加える。

（条例別表第二の規則で定める事務及び特定個人情報）

第三条 条例別表第二知事の部一の項事務の欄の規則で定める事務は、前条第二項に規定する事務とし、同部一の項特定個人情報欄の規則で定める情報は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年 内閣府 令第七号）第五十八条第一号及び第二号に規定する情報とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（情報政策課）

福島県規則第四十号

福島県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則

（趣旨）

第一条 この規則は、福島県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成三十年福島県条例第二十三号。以下「条例」という。）の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。（従業者に関する基準）

第三条 条例第四条第一項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 薬剤師 常勤換算方法（当該介護医療院の従業者のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該介護医療院において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。以下同じ。）で、介護医療院の入所者のうちI型療養床（療養床のうち、主として長期にわたり療養が必要である者であつて、重篤な身体疾患を有する者、身体合併症を有する認知症高齢者等を入所させるためのものをいう。以下この項において同じ。）の利用者（以下この項において「I型入所者」という。）の数を百五十で除した数に、介護医療院の入所者のうちII型療養床（療養床のうち、I型療養床以外のものをいう。）の利用者（以下この項において「II型入所者」という。）の数を三百で除した数を加えて得た数以上
- 二 准看護師 常勤換算方法で、介護医療院の入所者の数を六で除した数から介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成三十年厚生労働省令第五号。以下「基準省令」という。）第四条第一項第三号の看護師の数を減じた数（その数が零に満たないときは、零）以上
- 三 介護職員 常勤換算方法で、I型入所者の数を五で除した数に、II型入所者の数を六で除した数を加えて得た数以上
- 四 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 介護医療院の実情に応じた適當数
- 五 栄養士 入所定員百以上の介護医療院にあつては、一以上
- 六 介護支援専門員 一以上（入所者の数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。）
- 七 診療放射線技師 介護医療院の実情に応じた適當数
- 八 調理員、事務員その他の従業者 介護医療院の実情に応じた適當数
- 2 前項の入所者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に許可を受ける場合は、推定数による。
- 3 介護医療院の従業者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する者でなければならぬ。ただし、介護医療院（ユニット型介護医療院を除く。以下この項において同じ。）

にユニット型介護医療院を併設する場合の介護医療院及びユニット型介護医療院の介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

4 介護医療院の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、当該介護医療院の他の職務に従事することができるものとし、介護支援専門員が医療機関併設型介護医療院（病院又は診療所に併設され、入所者の療養生活の支援を目的とする介護医療院をいう。以下この項、次項及び第八条第一項第四号において同じ。）の職務に従事する場合であつて、当該医療機関併設型介護医療院の入所者の処遇に支障がない場合には、当該医療機関併設型介護医療院に併設される病院又は診療所の職務に従事することができる。

5 第一項第一号、第三号、第四号及び第六号の規定にかかわらず、併設型小規模介護医療院（医療機関併設型介護医療院のうち、入所定員が十九人以下のものをいう。以下この項において同じ。）の薬剤師、介護職員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員の員数の基準は、次のとおりとする。

一 薬剤師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士 併設される病院の薬剤師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士により当該併設型小規模介護医療院の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

二 介護職員 常勤換算方法で、当該併設型小規模介護医療院の入所者の数を六で除した数以上

三 介護支援専門員 当該併設型小規模介護医療院の実情に応じた適当数

（施設の基準）

第四条 条例第五条第一項各号に掲げる施設の基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 談話室 入所者同士や入所者とその家族が談話を楽しめる広さを有すること。

二 食堂 内法による測定で、入所者一人当たり一平方メートル以上の面積を有すること。

三 浴室 次に掲げる基準を満たすものであること。
ア 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
イ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。

四 レクリエーション・ルーム レクリエーションを行うために十分な広さを有し、必要な設備を設けること。

五 洗面所 身体の不自由な者が利用するのに適したものとすること。

六 便所 身体の不自由な者が利用するのに適したものとすること。

2 条例第五条第一項各号に掲げる施設は、専ら当該介護医療院の用に供するものでなければならぬ。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

（構造設備の基準）

第五条 条例第六条第一項の規則で定める要件は、次の各号に掲げるいずれかの要件とする。

一 療養室その他の入所者の療養生活に充てられる施設（以下この号及び第八条第三項において「療養室等」という。）を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。

二 療養室等を二階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア 当該介護医療院の所在地を管轄する消防長（消防本部を設置しない市町村にあつては、市町村長。第八条第三項において同じ。）又は消防署長と相談の上、条例第三十二条の規定による計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 条例第三十二条の規定による訓練については、同条の計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

三 療養室等が二階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること。

四 療養室等が三階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を二以上設けること。ただし、前号の直通階段を建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十三条第一項の規定による避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。

五 診察の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、危害防止上必要な方法を講ずることとし、放射線に関する構造設備については、医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第三十条、第三十条の四、第三十条の十三、第三十条の十四、第三十条の十六、第三十条の十七、第三十条の十八（第三十条の四から第六号までを除く。）、第三十条の十九、第三十条の二十第二項、第三十条の二十一、第三十条の二十二、第三十条の二十三第一項、第三十条の二十五、第三十条の二十六第三項から第五項まで及び第三十条の二十七の規定を準用する。この場合において、同令第三十条の十八第一項中「いずれか及び第四号から第六号までに掲げる措置」とあるのは、「いずれか」と読み替えるものとする。

六 階段には、手すりを設けること。

七 廊下の構造は、次のとおりとすること。

ア 幅は、一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。

イ 手すりを設けること。

ウ 常夜灯を設けること。

八 入所者に対する介護医療院サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。

九 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

2 条例第六条第二項の規則で定める要件は、次の各号に掲げるいずれかの要件とする。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及

び延焼の抑制に配慮した構造であること。
 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。
 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。

(電磁的方法)

第六条 条例第七条第二項の規則で定める方法は、次の各号に掲げるいずれかの方法とする。

- 一 電子情報処理組織(介護医療院の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
 - ア 介護医療院の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - イ 介護医療院の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された条例第七条第一項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けたい旨の申出をする場合にあつては、介護医療院の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)
 - 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに条例第七条第一項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法
- 2 条例第七条第五項の規則で定める電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。
 - 一 前項各号に掲げる方法のうち介護医療院が使用するもの
 - 二 ファイルへの記録の方式

第七条 条例第十四条第三項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- 一 食事の提供に要する費用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護医療院に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)
- 二 居住に要する費用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護医療院に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額)

を限度とする。)

三 基準省令第十四条第三項第三号の厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 四 基準省令第十四条第三項第四号の厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 五 理美容代
 六 前各号に掲げるもののほか、介護医療院サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、入所者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、基準省令第十四条第四項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
 3 条例第十四条第四項の規則で定める費用は、第一項第一号から第四号までに掲げるものとする。

(ユニット型介護医療院の施設の基準)

第八条 条例第四十五条第一項各号に掲げる施設の基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 ユニット 次のアからエまでに掲げる施設の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める基準を満たすものであること。
 - ア 療養室 次に掲げる基準を満たすものであること。
 - (1) 一の療養室の定員は、一人とすること。ただし、入居者への介護医療院サービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。
 - (2) 療養室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居者の定員は、おおむね十人以下としなければならない。
 - (3) 一の療養室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。
 - (一) 十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。
 - (二) ユニットに属さない療養室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、療養室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。
 - (4) 地階に設けてはならないこと。
 - (5) 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
 - イ 入居者のプライバシーの確保に配慮した療養床を設けること。
 - (6) ナース・コールを設けること。
 - (7) 共同生活室 次に掲げる基準を満たすものであること。
 - (1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

- (2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- (3) 必要な設備及び備品を備えること。
- ウ 洗面設備 次に掲げる基準を満たすものであること。
- (1) 療養室ごと又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (2) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
- エ 便所 療養室ごと又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- 二 診察室 次に定める基準を満たすものであること。
- ア 診察室は、次に掲げる施設を有すること。
- (1) 医師が診察を行う施設
- (2) 臨床検査施設（喀痰、血液、尿、糞便等）について通常行われる臨床検査を行うことができる施設をいう。）
- (3) 調剤を行う施設
- イ ア(2)の規定にかかわらず、検体検査（人体から排出され、又は採取された検体の微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査及び生化学的検査をいう。以下同じ。）の業務を委託する場合にあっては、当該検体検査に係る設備を設けないことができる。
- 三 処置室 次に定める基準を満たすものであること。
- ア 処置室には、次に掲げる施設を有すること。
- (1) 入居者に対する処置が適切に行われる広さを有する施設
- (2) 診察の用に供するエックス線装置（定格出力の管電圧（波高値とする。）が十キロボルト以上であり、かつ、その有するエネルギーが一メガ電子ボルト未満のものに限る。）
- イ ア(1)に規定する施設にあっては、前号ア(1)に規定する施設と兼用することができる。
- 四 機能訓練室 内法による測定で四十平方メートル以上の面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。ただし、ユニット型併設型小規模介護医療院（ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる医療機関併設型介護医療院のうち、入居定員が十九人以下のものをいう。）にあっては、機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。
- 五 浴室 次に掲げる基準を満たすものであること。
- ア 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
- イ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。
- 2 前項第四号及び第五号に掲げる設備は、専ら当該ユニット型介護医療院の用に供するものでなければならぬ。ただし、入居者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 3 前二項に規定するもののほか、ユニット型介護医療院の設備構造の基準は、次に定めるところによる。

- 一 条例第四十五条第三項の規則で定める要件は、次に掲げるいずれかの要件とする。
- ア 療養室等を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- イ 療養室等を二階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
- (1) 当該ユニット型介護医療院の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第五十四条において準用する条例第三十二条の計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
- (2) 条例第五十四条において準用する条例第三十二条の規定による訓練については、同条の計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
- (3) 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。
- 二 療養室等が二階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること。
- 三 療養室等が三階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を二以上設けること。ただし、前号の直通階段を建築基準法施行令第二百二十三条第一項の規定による避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。
- 四 診察の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、危害防止上必要な方法を講ずることとし、放射線に関する構造設備については、医療法施行規則第三十条、第三十条の四、第三十条の十三、第三十条の十四、第三十条の十六、第三十条の十七、第三十条の十八（第一項第四号から第六号までを除く。）、第三十条の十九、第三十条の二十第二項、第三十条の二十一、第三十条の二十二、第三十条の二十三第一項、第三十条の二十五、第三十条の二十六第三項から第五項まで及び第三十条の二十七の規定を準用する。この場合において、同令第三十条の十八第一項中「いずれか及び第四号から第六号までに掲げる措置」とあるのは、「いずれか」と読み替えるものとする。
- 五 階段には、手すりを設けること。
- 六 廊下の構造は、次のとおりとすること。
- ア 幅は、一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、一・五メートル以上（中廊下にあつては、一・八メートル以上）として差し支えない。
- イ 手すりを設けること。
- ウ 常夜灯を設けること。
- 七 入居者に対する介護医療院サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。
- 八 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。
- 4 条例第四十五条第四項の規則で定める要件は、次の各号に掲げるいずれかの要件とする。

- 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。
- 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能なる構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。

(ユニット型介護医療院の費用)

第九条 条例第四十六条第三項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- 一 食事の提供に要する費用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型介護医療院に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)
- 二 居住に要する費用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型介護医療院に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)
- 三 基準省令第四十六条第三項第三号の厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- 四 基準省令第四十六条第三項第四号の厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- 五 理美容代
- 六 前各号に掲げるもののほか、介護医療院サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、入居者に負担させることが適当と認められるもの
- 2 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、基準省令第四十六条第四項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 3 条例第四十六条第四項の規則で定める費用は、第一項第一号から第四号までに掲げるものとする。

(ユニット型介護医療院の職員の配置)

第十条 条例第五十二条第二項の規則で定める職員配置は、次に掲げるものとする。

- 一 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- 二 夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
- 三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

(準用)

第十一条 条例第五十四条で準用する条例第七条の規定は、ユニット型介護医療院について準用する。

(委任)

第十二条 この規則で定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七条第二項第四号に規定する療養病床等(以下「療養病床等」という。)を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換(当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和三十一年法律百三十三号)第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。))その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。)を行つて介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターについての第五条第一項第三号及び第八条第三項第二号の適用については、第五条第一項第三号及び第八条第三項第二号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を二以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は二階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ五十平方メートル(主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料(建築基準法第二条第九号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。))で造られている建築物にあつては、百平方メートル)以下のものについては、屋内の直通階段を一とすることができる」とする。
- 3 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行つて介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下については、第五条第一項第七号イ及び第八号第三項第六号アの規定にかかわらず、幅は、一・二メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、一・六メートル以上とする。
- 4 平成十八年七月一日から平成三十年三月三十一日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行つて介護老人保健施設(以下「介護療養型老人保健施設」という。)を開設した場合であつて、平成三十六年三月三十一日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合において、当該介護医療院の建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)についての第八条第一項の適用については、第八条第一項第二号ア中「臨床検査施設」とあるのは「臨床検査施設」。

ただし、近隣の場所にある医療機関との連携により入居者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合にあつては、置かないことができる。」と、「調剤を行う施設」とあるのは「調剤を行う施設。ただし、近隣の場所にある薬局と連携することにより入居者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合にあつては、置かないことができる。」と、同項第三号中「エックス線装置」とあるのは「エックス線装置。ただし、近隣の場所にある医療機関との連携により入居者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合にあつては、置かないことができる。」とする。

5 介護療養型老人保健施設を開設した場合であつて、平成三十六年三月三十一日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターについての第五号第一項第三号及び第八号第三項第二号の適用については、第五号第一項第三号及び第八号第三項第二号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を一以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は二階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ五十平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料で造られている建築物にあつては、百平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を一とすることができる」とする。

6 介護療養型老人保健施設を開設した場合であつて、平成三十六年三月三十一日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下については、第五号第一項第七号ア及び第八号第三項第六号アの規定にかかわらず、幅は、一・二メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、一・六メートル以上とする。
(高齢福祉課介護保険室)

福島県規則第四十一号

福島県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

福島県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和四十八年福島県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

様式第四号、様式第五号及び様式第二十五号中「**窓**」を「**窓**」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現に作成されている改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則様式第四号、様式第五号及び様式第二十五号による用紙は、所要の調整をしてこれを使用することができる。

(障がい福祉課)

福島県規則第四十二号

福島県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法

律施行細則の一部を改正する規則

福島県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（昭和三十七年福島県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「一月」を「一月」に改める。

第二条を次のように改める。

第二条 削除

第三条第一項中「又は法第三十五条第三項ただし書」を「法第三十五条第三項ただし書、法第三十九条の二第二項ただし書又は法第四十条の六第二項ただし書」に、「又は医薬品営業所管理者」を「、医薬品営業所管理者、高度管理医療機器等営業所管理者又は再生医療等製品営業所管理者」に、
店 舗 管 理 者 兼 務 許 可 申 請 書 (第二号 医薬品営業所管理者)

様式) を「知事が別に定める申請書」に改め、同条第二項中「又は法第三十五条第三項ただし書」を「法第三十五条第三項ただし書、法第三十九条の二第二項ただし書又は法第四十条の六第二項ただし書」に、「許可証(第三号様式)」を「知事が別に定める許可証」に改め、同条第三項中

店 舗 管 理 者 兼 務 廃 止 届 (第四号様式) を
「**薬局の管理者**」
医薬品営業所管理者

「知事が別に定める届出書」に改める。
「**知事が別に定める届出書**」を「**知事が別に定める報告書**」に改め、同条第二項中「**薬局機能基本情報等変更報告書**(第六号様式)」を「**知事が別に定める報告書**」に改める。

第五条中「**配置従事届**(第七号様式)」を「**知事が別に定める届出書**」に改める。
第六条第一項中「**配置従事者身分証明書**書換え交付申請書(第八号様式)」を「**知事が別に定める申請書**」に改め、同項第一号中「**脱帽して正面から撮影した縦三・二センチメートル横二・四センチメートルの上三分身**」を「**撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・二センチメートル、横の長さ二・四センチメートル**」に改める。

第七条第一項中「**配置従事者身分証明書**再交付申請書(第九号様式)」を「**知事が別に定める申請書**」に改め、同条第二項中「**配置従事者身分証明書**返納届(第十号様式)」を「**知事が別に定める届出書**」に改め、同条第三項中「**配置従事者身分証明書**返納届」を「**前項の届出書**」に改める。

第九条中「**登録販売者試験受験申請書**(第十一号様式)」を「**知事が別に定める申請書**」に、「**申請日**」を「**申請**」に、「**脱帽して正面から撮影した縦七センチメートル横五センチメートルの上半身像**」を「**撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ七センチメートル、横の長さ五センチメートル**」に改める。

第十一条中「**合格通知書**(第十二号様式)」を「**知事が別に定める通知書**」に改める。

第十二条中「販売従事登録証返納届(第十三号様式)」を「知事が別に定める届出書」に改める。

第十三条中「管理医療機器 販売業 届出済証(第十四号様式)」を「知事が別に定める届出済証」に、「管理医療機器 販売業 届出済証交付申請書(第十五号様式)」を「知事が別に定める申請書」に改める。

第十四条第一項中「管理医療機器 販売業 届出済証」を「前条の届出済証」に改め、同条第二項中「管理医療機器 販売業 届出済証 書換え交付申請書(第十六号様式)」を「知事が別に定める申請書」に改める。

第十五条中「福島県家畜保健衛生所長」を「福島県家畜保健衛生所長、福島市の区域における動物用医薬品等以外の医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器に係るものにあつては福島県北保健所長」に、「福島県中保健所長」を「福島県中保健所長」に改める。

第一号様式から第十六号様式までを削る。

附 則

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の福島県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則(以下「改正前の規則」という。)のそれぞれの規定に基づき提出されている申請書等は、改正後の福島県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の規定に基づいて提出された申請書等とみなす。

3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

(薬 務 課)

福島県規則第四十三号

福島県毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則

福島県毒物及び劇物取締法施行細則(昭和四十一年福島県規則第百一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「毒物劇物取扱者試験受験願書(第一号様式)」を「知事が別に定める願書」に改め、同条第二号中「正面向き、上半身、脱帽の名刺型」を「無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ四・五センチメートル、横の長さ三・五センチメートル」に改める。

第三条中「第二号様式」を「知事が別に定める合格証」に改める。

第四条第二項中「毒物劇物取扱者試験合格証書換え交付申請書(第三号様式)又は毒物劇物取扱者試験合格証再交付申請書(第三号様式の二)」を「知事が別に定める申請書」に改める。

第五条第二項中「毒物劇物取扱者試験合格証返納届(第四号様式)」を「知事が別に定める届出書」に改める。

第六条中「毒物劇物 登録票 返納届(第五号様式)」を「知事が別に定める届出書」に改める。

第七条第一項中「特定毒物使用者指定申請書(第六号様式)」を「知事が別に定める申請書」に改め、同条第二項中「特定毒物使用者指定申請書」を「前項の申請書」に改め、同条第三項中「特定毒物使用者指定証(第七号様式)」を「知事が別に定める指定証」に改める。

第八条中「特定毒物使用者等変更届(第八号様式)」を「知事が別に定める届出書」に改める。

第九条第二項中「特定毒物実地指導員証 書換え交付申請書(第九号様式)」を「知事が別に定める申請書」に改める。

第十条第二項中「特定毒物使用者指定証返納届(第十号様式)」を「知事が別に定める届出書」に改める。

第十一条第一項中「特定毒物実地指導員指定申請書(第十一号様式)」を「知事が別に定める申請書」に改め、同条第二項中「特定毒物実地指導員証(第十二号様式)」を「知事が別に定める指導員証」に改める。

第十二条第二項中「特定毒物実地指導員証 書換え交付申請書(第十三号様式)」を「知事が別に定める申請書」に改める。

第十三条第二項中「特定毒物実地指導員証返納届(第十四号様式)」を「知事が別に定める届出書」に改める。

第十六条第一項中「郡山市」を「福島市の区域においては福島県北保健所長、郡山市」に、「福島県中保健所長」を「福島県中保健所長」に改め、同条第二項中「郡山市」を「福島市の区域における製造業又は輸入業に係るものにあつては福島県北保健所長、郡山市」に、「福島県中保健所長」を「福島県中保健所長」に改める。

第一号様式から第十四号様式までを削る。

附 則

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の福島県毒物及び劇物取締法施行細則(以下「改正前の規則」という。)のそれぞれの規定に基づき提出されている申請書等は、改正後の福島県毒物及び劇物取締法施行細則の規定に基づいて提出された申請書等とみなす。

3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

(薬 務 課)

福島県規則第四十四号

福島県ハイテクプラザ条例施行規則の一部を改正する規則

福島県ハイテクプラザ条例施行規則（平成四年福島県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二の表十六ミリ映写機（多目的ホール又は研修室）の項、オーバーヘッドカメラの項及びPC用プラズマモニター（多目的ホール又は研修室）の項を削り、別表第一の三の表中「六、二〇〇円」を「六、三六〇円」に、「四、七八〇円」を「五、〇二〇円」に改め、同表ターントーブルアンテナポジションナー及び車載用機器EMI自動測定システムの項を削り、同表に次のように加える。

車載用搭載機EMI自動測定システム

一時間 五、八〇〇円

別表第二の一の1の表中(5)を削り、(6)を(5)とし、(7)を(6)とし、(8)を(7)とし、(9)を(8)とし、(10)を(9)とし、(11)を(10)とし、(12)を(11)とし、(13)を(12)とし、(14)を(13)とし、(15)を(14)とし、(16)を(15)とし、(17)を(16)とし、(18)を(17)とし、別表第二の一の2の表中(6)を削り、(7)を(6)とし、(8)を(7)とし、(9)を(8)とし、(10)を(9)とし、(11)を削り、(12)を(10)とし、(13)を(11)とし、(14)を(12)とし、(15)を(13)とし、(16)を(14)とし、(17)を(15)とし、(18)を(16)とし、(19)を(17)とし、(20)を(18)とし、(21)を(19)とし、(22)を(20)とし、(23)を(21)とし、(24)を(22)とし、(25)を(23)とし、(26)を(24)とし、(27)を(25)とし、(28)を(26)とし、(29)を(27)とし、(30)を(28)とし、(31)を(29)とし、(32)を(30)とし、(33)を(31)とし、(34)を(32)とし、(35)を(33)とし、(36)を(34)とし、(37)を(35)とし、(38)を(36)とし、(39)を(37)とし、(40)を(38)とし、(41)を(39)とし、(42)を(40)とし、別表第二の二の1の表中 (4) 材料試験機計測制御装置

置（UHI1型）

一時間 一、三〇〇円

を (4) 万能試験機（AG

1100kNX）

一時間 一、六九〇円

に改め、同表中(19)を削り、

(20)を(19)とし、(21)を(20)とし、(22)を(21)とし、(23)を(22)とし、(24)を(23)とし、(25)を(24)とし、(26)を(25)とし、(27)を(26)とし、(28)を削り、(29)を(28)とし、別表第二の二の3の表中(38)を削り、(39)を(38)とし、(40)を(39)とし、(41)を(40)とし、(42)を(41)とし、(43)を(42)とし、(44)を(43)とし、(45)を(44)とし、(46)を(45)とし、(47)を(46)とし、別表第二の二の5の表中 (10) 衣服シミュレー

シヨンシステム

一時間 五、一〇〇円

を (10) ノイズ源探

索装置（WM7400）

一時間 三、九八〇円 に改める。

別表第三の五の8の表を削る。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

（産業創出課）

福島県規則第四十五号

福島県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

福島県屋外広告物条例施行規則（昭和六十一年福島県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表一般国道四九号の項中

町大字翁沢	道路用地の境界線から両側一〇〇メートル以内の区域
境 銀の橋	道路用地の境界線から両側一〇〇メートル以内の区域
町大字赤井	道路用地の境界線から両側五〇メートル以内の区域
番三地先	
手前	

を

耶麻郡猪苗代町大字山潟 字北場八二番一四地先 （磐越西線上戸跨線橋）	耶麻郡猪苗代 字戸ノロ （会津若松市
会津若松市湊町大字赤井 字戸ノロ （猪苗代町境 銀の橋）	会津若松市湊 字戸ノロ五二 （ガス充填所

大字翁沢	道路用地の境界線から両側一〇〇メートル以内の区域
銀の橋	

に改め、同表一般国道一一五号の項を次のように改

める。

一般国道 一一五号	耶麻郡猪苗代町字津金沢 四三番二地先	耶麻郡猪苗代町大字堅田 字西宮一〇七〇番一地先	道路用地の境界 線から両側一〇
--------------	-----------------------	----------------------------	--------------------

（猪苗代町道本町今泉線交差点）
（国道四九号交差点）
〇メートル以内の区域

別表第一の一の表一般国道一二二号の項中
会津若松市高野町大字中沼字西坂才甲七〇二番一
地先
（会津若松北インターチェンジ出口）
を
河田（差）

沼郡湯川村大字湊字前六三番一地先
村道浜崎高瀬笈川線交点）
に改め、同表一般国道四五九号の項中
福島市松川町水原
（国有林二六林班）
（国道一一五号交

字南沢
は4小
差点）
を
二本松市塩沢字茱黄塚山
（国有林二〇林班）
（福島市境）
に改め、同表県道東山温泉線及び県道湖

南湊線の項を削り、同表注中「という。」の下に「会津若松市」を加える。
別表第一の二の表注中「中核市」の下に「会津若松市」を加える。

別表第二の一の表一般国道一三号の項を削り、同表一般国道一一四号の項中
福島
地先
（国

市渡利字岩下八番五
道四号交差点）
を
伊達郡川俣町大字羽田字
藤平五四番三地先
（福島市境）
に改め、同表一般国道一一

八号の項中
会津若松市一箕町大字亀
賀字川西一一三番地先
（国道四九号交差点）
を
南会津郡下郷町大字小沼
崎字水沢山一五八九番一
地先
（小沼崎トンネル入口）
に改め、

同表一般国道一二二号の項中
会津若松市高野町大字中沼字西坂才甲七〇二番一
地先
（会津若松北インターチェンジ出口）
を
河沼郡湯川村大田六三番一地先
（村道浜崎高瀬差点）

字湊字前
笈川線交
に改め、同表一般国道二五二号の項中
会津若松市大町堅町一
番四地先
（国道一一八号交差点）
を

河沼郡会津坂下町大字坂本字窪甲五七八番一地先
（国道四九号交差点）
に改め、同表一般国道二九四号の項中
白河市白坂
先
（栃木県境）

明神八二番地
会津若松市一箕町大字金堀字石山三〇番地先
（国道四九号交差点）
を
岩瀬郡天栄村大字大里字柿久保地先
（村道南沢田内線交差点）
須賀川市
堂字風出
（郡山市

長沼町大字勢至
森一地先
に改め、同表一般国道四五九号の項中
福島市松川町水原字南沢
国有林二六林班は小班
（国道一一五号交差点）

二本松市塩沢字茱黄塚山
（国有林二〇林班）
（福島市境）
に改め、同表県道白河石川線の項中
白河市
（国道

年貢町八〇番地先
二九四号交差点）
を
西白河郡中島村大字吉岡
字天王山一二番六地先
（白河市境）
に改め、同表県道会津坂下河

東線の項中

会津若松市河東町浅山字
長坂甲一六番一地主
(国道四九号交差点)

を

河沼郡湯川村大字佐野目
字佐野北六五番一地主
(国道四九号交差点)

に改め

同表県道東山温泉線の項及び県道湖南湊線の項を削り、同表注中「中核市」の下に「会津若松市」を加える。

別表第二の二の表注中「中核市」の下に「会津若松市」を加える。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

(都市計画課)

福島県規則第四十六号

福島県不動産特定共同事業者名簿等及び小規模不動産特定共同事業者登録簿等閲覧規則

(閲覧所の設置)

第一条 不動産特定共同事業法施行規則（平成七年^{大蔵省建設省}令第二号。以下「省令」という。）第十九条第二項及び第六十九条第三項の規定に基づき、不動産特定共同事業者名簿等閲覧所及び小規模不動産特定共同事業者登録簿等閲覧所（以下これらを「閲覧所」という。）を福島県福島市杉妻町二番十六号福島県土木部建築総室建築指導課内に設ける。

(閲覧時間)

第二条 閲覧所における不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第十三条に規定する同法第五条第二項第一号から第四号までに掲げる書類、不動産特定共同事業者名簿その他省令で定める書類及び同法第四十九条に規定する同法第四十二条第二項第一号から第四号までに掲げる書類、小規模不動産特定共同事業者登録簿その他省令で定める書類（以下これらを「名簿等」という。）の閲覧時間は、次条の定期休日を除き、毎日午前九時から午後四時三十分までとする。

(定期休日)

第三条 閲覧所の定期休日は、福島県の休日を定める条例（平成元年福島県条例第七号）第一条第一項に規定する県の休日とする。

(臨時の休日等)

第四条 名簿等の整理その他のため、必要がある場合には、臨時に休日を設け、又は閲覧時間の伸縮をすることがあるものとし、この場合においては、その旨を閲覧所に掲示する。

(無料閲覧)

第五条 名簿等の閲覧は、無料とする。

(閲覧手続)

第六条 名簿等を閲覧しようとする者は、小規模不動産特定共同事業者登録簿等閲覧申込書（別記様式）に所定の事項を記入し、これを係員に提出しなければならない。（名簿等の持出禁止）

第七条 名簿等は、これを閲覧所の外に持ち出してはならない。

(閲覧の停止等)

第八条 係員は、次の各号のいずれかに該当する者の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- 一 この規則に違反し、又は係員の指示に従わない者
- 二 名簿等を汚損し、若しくは毀損し、又はそのおそれがあると認められる者
- 三 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

福島県訓令第八号

(建築指導課)

本 庁 機 関
出 先 機 関
労働委員会事務局

職員給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成三十年三月三十日

職員給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する訓令

職員給料の特別調整額に関する規程(昭和三十六年福島県訓令第二十九号)の一部を次のように改正する。

別表中「国際研究産業都市推進監」を「福島イノベーション・コースト構想推進監」

「東京オリムピック・パラリンピック担当課長

企業誘致担当課長

空港利活用担当課長

復興住宅担当課長

を「空港利活用担当課長」に改め

附 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

(人事課)

告 示

福島県告示第三百十号

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成三十年三月三十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程の一部を改正する規程

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程(平成二年福島県告示第千三百九十五号)の一部を次のように改正する。

本則の表二十歳未満の項中「四、六八八円」を「四、七五一円」に、「一三、二〇七円」を「一三、二八七円」に改め、同表二十歳以上二十五歳未満の項中「五、一七三円

を「五、三三三円」に、「一三、二〇七円」を「一三、二八七円」に改め、同表二十五歳以上三十歳未満の項中「五、七二二円」を「五、八九四円」に、「一三、五八九円」を「一三、九五八円」に改め、同表三十歳以上三十五歳未満の項中「六、一三九円」を「六、二三三円」に、「一六、三二二円」を「一六、四五六円」に改め、同表三十五歳以上四十歳未満の項中「六、五七一円」を「六、六五四円」に、「一八、八〇三円」を「一九、一五七円」に改め、同表四十歳以上四十五歳未満の項中「六、七五〇円」を「六、八九三円」に、「二一、三五五円」を「二一、二七九円」に改め、同表四十五歳以上五十歳未満の項中「六、八六五円」を「七、〇三二円」に、「二三、九二四円」を「二四、二六九円」に改め、同表五十歳以上五十五歳未満の項中「六、七三八円」を「六、七九二円」に、「二五、二一四円」を「二五、六三〇円」に改め、同表五十五歳以上六十歳未満の項中「六、〇五七円」を「六、一九一円」に、「二四、七四七円」を「二四、九七六円」に改め、同表六十歳以上六十五歳未満の項中「四、九一六円」を「五、〇〇九円」に、「一九、九三五円」を「二〇、二九七円」に改め、同表六十五歳以上七十歳未満の項中「三、九三〇円」を「三、九二〇円」に、「一五、五七九円」を「一五、五八八円」に改め、同表七十歳以上の項中「三、九三〇円」を「三、九二〇円」に、「一三、二〇七円」を「一三、二八七円」に改める。

附 則

1 この規程は、平成三十年三月三十日から施行する。

2 この規程(本則の表四十歳以上四十五歳未満の項中「二一、三五五円」を「二一、二七九円」に改める部分及び同表六十五歳以上七十歳未満の項中「一五、五七九円」を「一五、五五八円」に改める部分を除く。)による改正後の県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程の規定は、平成二十九年四月一日以後の期間に係る年金たる補償及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償の補償基礎額について適用し、同日以前の期間に係る年金たる補償及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

3 この規程(本則の表四十歳以上四十五歳未満の項中「二一、三五五円」を「二一、二七九円」に改める部分及び同表六十五歳以上七十歳未満の項中「一五、五七九円」を「一五、五五八円」に改める部分に限る。)による改正後の県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程の規定は、平成三十年三月三十日以後の期間に係る年金たる補償及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償の補償基礎額について適用し、同日以前の期間に係る年金たる補償及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

(職員業務課福利厚生室)

福島県告示第三百十一号

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等に係る介護補償の金額を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年三月三十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等に係る介護補償の金額を定める規程の一部を改正する規程

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等に係る介護補償の金額を定める規程（平成八年福島県告示第五百二十五号）の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の項中「一〇四、九五〇円」を「一〇五、一三〇円」に、「五七、〇三〇円」を「五七、一一〇円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「五二、四八〇円」を「五二、五七〇円」に、「二八、五二〇円」を「二八、五六〇円」に改める。

附 則

- 1 この規程は、平成三十年三月三十日から施行する。
- 2 改正後の県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等に係る介護補償の金額を定める規程の規定は、平成二十九年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

（職員業務課福利厚生室）

福島県告示第三百二十二号

建築士法第十五条第一号又は第二号に掲げる者と同年以上の知識及び技能を有すると認める者を定める件（平成二十九年福島県告示第八百号）の一部を次のように改正し、平成三十一年四月一日から施行する。

平成三十年三月三十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一中「修めて卒業」の下に「（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による専門職大学の前期課程にあつては、修了）」を加え、一の表学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学又は高等専門学校「（昭和二十二年法律第二十六号）」を削り、同表備考中「（昭和三十一年文部省令第二十八号）」の下に「又は専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）」を、「（昭和五十年文部省令第二十一号）」の下に「又は専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）」を加える。

（建築指導課）

福島県告示第三百十三号

建築基準法により特定工程及び特定工程後の工程を指定する件（平成二十七年福島県告示第百十八号）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月三十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 二中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。
- 三の1中「（建築主の居住の用に供する住宅を除く。）」を削り、「法第十八条第二

項の規定による通知に係るもの、市町村が建築主であるもの、国若しくは地方公共団体が工事監理を行っているもの又は枠組壁工法、木質プレハブ工法若しくは丸太組構法による」を「次に掲げる」に改め、三の1に次のように加える。

- (一) 法第十八条第二項の規定による通知に係る建築物
 - (二) 市町村が建築主である建築物
 - (三) 国又は地方公共団体が工事監理を行っている建築物
 - (四) 枠組壁工法、木質プレハブ工法又は丸太組構法による建築物
 - (五) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項の規定による建設住宅性能評価書の交付を受ける建築物
- 三の2中「法第十八条第二項の規定による通知に係るもの、市町村が建築主であるもの又は国若しくは地方公共団体が工事監理を行っている」を「三の1(一)から(三)までに掲げる」に改める。
- 四の2中「各階」を「二階」に、「最上階の屋根版」を「建築物の地上部分の階数を二で除した数値（その数値に二未満の端数が生じた場合は、これを切り上げた数値）に一を加えた階の床版」に改める。
- 五の次に次のように加える。

六 経過措置

- 1 平成三十年四月三十日までに法第六条第一項若しくは第六条の二第一項の規定による確認の申請（以下「確認申請」という。）がされた鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物に係る特定工程については、この告示による改正前の平成二十七年福島県告示第百十八号（以下「改正前告示」という。）に定めるところによる。
- 2 平成三十年六月三十日までに確認申請がされた木造建築物に係る中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模については、改正前告示に定めるところによる。

（建築指導課）

福島県告示第三百十四号

不動産特定共同事業法施行規則（平成七年 大蔵省 令第二号）第十九条第二項及び第十九条第三項の規定に基づき、不動産特定共同事業者名簿等閲覧所及び小規模不動産特定共同事業者登録簿等閲覧所を設けた。

平成三十年三月三十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島市杉妻町二番十六号 福島県土木部建築総室建築指導課内

（建築指導課）

福島県教育委員会

福島県教育委員会訓令第2号

教 育 庁

職員の給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

福島県教育委員会

職員の給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する訓令

職員の給料の特別調整額に関する規程（昭和三十六年福島県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

「県立高等学校副校長

別表中「県立高等学校副校長」を 県立中学校副校長 に改める。

県立特別支援学校副校長」

附 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

(職 員 課)